省　令

○農林水産省令第七十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項ただし書及び第六条第一項第十一号の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

肥料取締法施行規則の一部を改正する省令

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号に次のように加える。

ホ　肉骨粉（牛由来の原料を原料として生産される普通肥料に限る。）又は当該肉骨粉を原料として生産される普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）又は原料の使用その他必要な措置が行われたものを除く。）

第一条第四号中「材料」の下に「（農林水産大臣が指定するものを除く。）」を加える。

第四条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「抑制する材料」の下に「又は第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年一月四日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第四十三号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月五日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　社団法人青森県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人青森県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人青森県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十五年十月一日

○国家公安委員会告示第四十四号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月五日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更の年月日
一般社団法人岐阜県猟友会	岐阜県岐阜市下奈良二丁目十三番一号	岐阜県岐阜市宇佐東町三番十八号	平成二十五年八月一日

○法務省告示第四百五十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十五年十二月五日

法務大臣　谷垣　禎一

鈴木　信行

仙台法務局所属

○外務省告示第三百五十九号

平成二十五年十一月十八日にロメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億五千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　井上進在トーゴ大使

トーゴ側　ウーロ・クラ・アガダジ農業・畜産・水産大臣

平成二十五年十二月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百六十号

平成二十五年十一月十九日にニアメで、中学校教室建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中学校教室建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十二億二千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　井上進在ニジェール大使

ニジェール側　サニ・マリアマ・ムサ外務・協力・アフリカ統合・在外ニジェール人大臣付アフリカ統合担当大臣

平成二十五年十二月五日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千九百三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一の(2)の表副産窒素肥料の項その他の制限事項の欄の二中「限る」の下に「。二の(2)の表液体りん酸肥料の項及び四の(1)の表肉骨粉の項において同じ」を加え、「以下同じ」を「四の(1)の表肉骨粉の項を除き、以下同じ」に、「せき柱（」を「脊柱（」に、「せき柱等」を「脊柱等」に改める。

○外務省告示第三百六十一号

平成二十五年十一月十九日にニアメで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　井上進在ニジェール大使

ニジェール側　サニ・マリアマ・ムサ外務・協力・アフリカ統合・在外ニジェール人大臣付アフリカ統合担当大臣

平成二十五年十二月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百六十二号

平成二十五年十一月二十六日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　二石昌人在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　イペネ・ジブリル・バソレ外務・域内協力大臣

平成二十五年十二月五日

外務大臣　岸田　文雄